

## 航空機寄託手荷物遅延等費用担保特約条項

### 第1条（当会社の支払責任）

当会社は、被保険者が乗客として搭乗する航空機（定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。以下同様とします。）が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、被保険者が旅行行程中に携行する身の回り品で、かつ、航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物（以下「寄託手荷物」といいます。）が予定していた目的地に運搬されなかったために、被保険者が予定していた目的地において負担した費用を、この特約条項および特定手続用海外旅行保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い、寄託手荷物遅延等費用保険金として被保険者に支払います。

当会社が支払うべき前項の寄託手荷物遅延等費用保険金の額は、1回の寄託手荷物の遅延について10万円をもって限度とします。

### 第2条（寄託手荷物遅延等費用の範囲）

前条第1項の費用とは、被保険者が搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから96時間以内に被保険者が予定していた目的地において負担した、次の各号に掲げるものをいいます。ただし、当該寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入または貸与を受けたことによる費用を除きます。

#### （1）衣類購入費

寄託手荷物の中に、下着、寝間着等必要不可欠な衣類が含まれていた場合で、被保険者が当該目的地においてこれらの衣類を購入し、または貸与を受けたときの費用をいいます。

#### （2）生活必需品購入費

寄託手荷物の中に、洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品（前号の衣類を除きます。）が含まれていた場合で、これらの生活必需品を購入し、または貸与を受けたときの費用をいいます。

#### （3）身の回り品購入費

購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等、前2号以外にやむを得ず必要となった身の回り品を購入し、または貸与を受けたときの費用をいいます。

### 第3条（保険事故）

この特約条項における保険事故は、被保険者が乗客として搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、寄託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったことをいいます。

#### **第4条（保険金を支払わない場合）**

当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた費用に対しては、寄託手荷物遅延等費用保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者（寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- (5) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (6) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (7) 第5号以外の放射線照射または放射能汚染

#### **第5条（事故の通知）**

保険事故が発生したときは、保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、保険事故の日からその日を含めて30日以内にその保険事故の発生および遅延等の状況を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当社は、寄託手荷物遅延等費用保険金を支払いません。

#### **第6条（保険金の請求書類）**

この特約条項にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類とします。

- (1) 当社の定める事故状況報告書
- (2) 航空会社またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
- (3) 第2条（寄託手荷物遅延等費用の範囲）の費用の支出を証明する領収書または精算書
- (4) 寄託手荷物遅延等費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（寄託手荷物遅延等費用保険金の請求を第三者に委任する場合）

## 第7条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第1条（当会社の支払責任）第1項の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が第2条（寄託手荷物遅延等費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を寄託手荷物遅延等費用保険金として支払います。

$$\text{費用の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{寄託手荷物遅延等費用 保険金の支払額}$$

## 第8条（代位）

当会社が寄託手荷物遅延等費用保険金を支払うべき第1条（当会社の支払責任）第1項の費用について、被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当会社が被保険者に支払った寄託手荷物遅延等費用保険金の限度内で、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、当会社に移転します。

保険契約者、被保険者および寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

## 第9条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約条項の規定を準用します。